

「別表」

公募対象事業 公募対象事業のメニュー	事業の内容	基金管理団体の業務の概要	応募団体の要件	補助対象経費の範囲	補助率
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業		<p>(各事業メニュー共通)</p> <p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 造成した基金の管理</p> <p>② 畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）及び都道府県を通じた協議会等への補助金の交付等</p> <p>③ 事業実施状況等の確認等</p>	<p>(各事業メニュー共通)</p> <p>次の全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 畜産に関する十分な知見（畜種横断的なものであり、生産、経営等の多岐にわたるものが望ましい。）及びノウハウを有していること。</p> <p>② 農林水産省、都道府県及び事業実施主体等関係機関と連携することが可能であること。</p> <p>③ 造成した基金の管理、都道府県及び事業実施主体への補助金の交付等が円滑に行える体制を有していること。</p>	<p>○事業費</p> <p>○備品費</p> <p>○事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>・賃金</li> <li>・旅費</li> <li>・共済費</li> <li>・報償費</li> <li>・需用費</li> <li>・役務費</li> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・システム運営費</li> <li>・委託料</li> <li>・雑費</li> </ul> <p>○附帯事務費</p>	定 額
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業	<p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会が実施する中心的な経営体等の施設整備等に対する都道府県を通じた補助</li> </ul>	<p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 施設整備事業について、都道府県を通じた協議会への補助金の交付</p> <p>② 事業実施状況等の確認</p>		<p>○事業費</p> <p>○附帯事務費</p>	1 / 2 以内
畜産・酪農収益力強化整備等特	事業の内容は、次のとおりとする。	基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するも	各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。	<p>○事業費</p> <p>○事務費</p>	

<p>別対策事業のうち機械導入事業</p>	<p>① 機械導入事業  中心的经营体及び飼料生産受託組織等が機械装置を導入する場合における、当該機械装置の取得に必要な費用の一部の補助</p> <p>② 機械導入の推進事業  機械導入事業の円滑な推進を図るための会議の開催等</p>	<p>のとする。</p> <p>① 全国の協議会からの事業申請の受付・取りまとめ及び事業実施計画の作成</p> <p>② 機械の物件価格の一部について、リース会社等への補助金の交付を通じた機械を借り受ける中心的经营体への補助</p> <p>③ 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付</p> <p>④ 機械導入の推進事業の実施</p> <p>⑤ 事業実施状況等の確認・報告</p>	<p>① 中心的经营体等への補助に関する的確な審査能力を有していること。</p> <p>② 全国的な事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。</p>		<p>1 / 2  以内</p> <p>定 額</p>
<p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（実証支援事業）</p>	<p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会が実施する収益力の向上のための新たな取組の成果の実証に必要な取組に対する補助</li> </ul>	<p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 左欄の取組を行う協議会への補助金の交付</p> <p>② 事業実施状況等の確認</p>		<p>○事業費  ○備品費  ○事務費</p>	<p>定 額</p>
<p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）</p>	<p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>畜産クラスターの全国的な推進を図るために実施する会議（推進会議）の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及活動等の取組</li> </ul>	<p>基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及活動等の取組の実施</p> <p>② 事業実施状況等の報告</p>	<p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <p>① 調査・分析・普及の取組を実施できる体制を有していること。</p> <p>② 人材育成を行うために必要なノウハウを有していること。</p>	<p>○事業費  ○備品費  ○事務費</p>	<p>定 額</p>

<p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち畜産経営基盤継承支援事業</p>	<p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後継者不在経営体の経営資源等を経営継承者に円滑に継承するための権利調整等の取組</li> <li>・ 経営者不在経営体の施設を経営継承が良好な経営支援として活用可能な状況で継承するために必要な補改修の取組</li> </ul>	<p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 左欄の取組を行う協議会への補助金の交付</li> <li>② 事業実施状況等の確認</li> </ol>	<p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 経営継承者に円滑に継承するために必要なノウハウを有していること。</li> <li>② 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。</li> </ol>	<p>○事業費 ○事務費</p>	<p>定額 1/2 以内</p>
<p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）</p>	<p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和牛肉の輸出拡大を図るため、肉用牛の繁殖雌牛を増頭する取組に対する増頭奨励金の交付</li> </ul>	<p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付</li> <li>② 事業実施状況等の確認</li> </ol>	<p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 肉用牛の生産基盤の拡大を加速化させるために必要なノウハウを有していること。</li> <li>② 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。</li> </ol>	<p>○事業費 ○事務費</p>	<p>定 額 24.6万円 以内/頭 17.5万円 /頭（繁殖 雌牛の 飼 養 頭 数 が 期 首 時 点 で 50 頭 以 上 の 経 営 体）</p>
<p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）</p>	<p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都府県酪農の生産基盤を強化するため、乳用後継牛を増頭する取組に対する増頭奨励金の交付</li> </ul>	<p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付</li> <li>② 事業実施状況等の確認</li> </ol>	<p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 乳用牛の生産基盤の拡大を加速化させるために必要なノウハウを有していること。</li> <li>② 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。</li> </ol>	<p>○事業費 ○事務費</p>	<p>定 額 27.5万円 以内/頭</p>
<p>畜産・酪農生産力強化対策事業のうち酪農経営</p>	<p>事業の内容は、次のとおりとする。</p>	<p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p>		<p>○事業費 ○備品費 ○事務費</p>	

<p>改善対策事業、肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業、繁殖性等向上対策事業及び養豚競争力強化対策事業</p>	<p>① 酪農経営改善対策事業 酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の取組に対する支援</p> <p>② 繁殖性等向上対策事業 肉用牛経営及び酪農経営における新たな畜産技術を活用した繁殖性の向上の取組等に対する支援</p> <p>③ 養豚競争力強化対策事業 養豚業の基礎となる種豚の能力向上等を図るために行う、種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質の測定、飼養衛生管理の高度化並びに凍結精液の製造のための機器導入等の取組に対する支援</p>	<p>① 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付</p> <p>② 事業実施状況等の確認</p>			<p>定額、1/2以内</p> <p>定額、1/2以内</p> <p>定額、1/2以内</p> <p>1/2以内</p>
<p>畜産・酪農生産力強化対策事業のうち家畜生産性向上対策事業</p>	<p>事業の内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組</li> </ul>	<p>基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組の実施</p> <p>② 事業実施状況等の報告</p>	<p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。</li> </ul>	<p>○事業費 ○事務費</p>	<p>定 額</p>

(注) 「補助対象経費の範囲」に掲げる各経費の内容は、次のとおりとする。

- 「事業費」とは、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により行う公募対象事業のメニューの実施に必要な経費である。
- 「備品費」とは、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業及び畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉用牛繁殖性向上対策事業に要する経費であり、これらの事業を実施するために直接必要な試験・調査に係る備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）である。

○ 「事務費」の各経費の内容は、次のとおりとする。

人件費：本事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要するもの等）について、本事業を実施する民間団体等が、当該事業に直接従事する者に支払う実働に応じた対価で、直接作業時間に対する給与その他手当（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）による。）

賃金：日々雇用される雑役及び事務補助員に対する賃金（経理課長通知による。）

旅費：本事業の推進・指導・検査・審査に要する旅費、外部専門家に対する旅費等

共済費：人件費・賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金

報償費：外部専門家に対する謝金

需用費：消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費）、印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）及び修繕費（庁用器具類の修繕費）

役務費：通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料等

使用料及び賃借料：事務室借料、会場借料並びに自動車、事業用機械器具等の借料及び損料

システム運営費：事業参加申請手続システム等の開発及びそのシステムの運営費

委託料：本事業に係る事務の委託等（委託料の中に賃金等の人件費がある場合には、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号農林水産省大臣官房経理課長通知）が適用される。）

雑費：収入印紙代等

○ 「附帯事務費」とは、上記「事務費」のうち、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業の実施に直接に要する経費であって、事業実施主体、都道府県、市町村が使用するものとする。